

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第34号

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市手数料条例（平成12年鳥取市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の24の項、37の項及び38の項中「(店舗販売業及び卸売販売業に限る。)」を「(配置販売業を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。